

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(市提出用)

退職により一括徴収をする場合

※世帯番号

飛騨市長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 (住所) 〒 509 - 4292 飛騨市古川町本町2番22号		担当 係 総務課経理係		指定番号							
平成31年 2月23日提出		名称 株式会社 HIDASHIYAKUSYO		法人番号 又は 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6		氏名 飛騨 太郎		5432198							
						電話 0577-73-2111		整理番号 1							
給与所得者	氏名	飛騨 花子		(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 20.新規(転勤) (月から徴収可能) 21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	異動後の徴収方法 1. 特別徴収継続 (転勤または転職) ② 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)						
	個人番号	9	1	2	3	4	5			6	7	8	9	1	2
	1月1日現在住所	飛騨市古川町本町2番22号		118,300	6月分 2	3月分 5	平成								
	異動後の住所			円	86,200	円	31・02・28								
新しい勤務先の名称及び所在地	所在地	〒 -		特別徴収義務者指定番号		係		本年1月1日から退職時までの給与支払額							
	名称			電話番号		氏名		650,800 円							
上記の転勤先へは 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。								控除社会保険料額	78,096 円						

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
 ◎退職が翌年の1月1日から5月31日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
 ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方については一括徴収してください。

一括徴収の申出	給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 2 月分(3 月 11 日納期限)で納入します。	
平成31年2月26日	2・26	支払予定日ごとの徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額	※	
異動者印	飛騨	32,100 円	32,100 円	備考	

(注)この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までは提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(市提出用)

退職により普通徴収(本人納付)に切替える場合

飛驒市長 殿 平成30年10月25日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 509 - 4292 飛驒市古川町本町2番22号										担 当 者	係	総務課経理係		指定番号	
			名称	株式会社 HIDASHIYAKUSYO											氏名	飛驒 太郎		5432198	
			法人番号又は個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9		8	7	6	電話	0577-73-2111
給与所得者	氏名	ヒダハナコ 飛驒 花子					新姓		(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	20.新規(転勤) (月から徴収可能) 21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	異動後の徴収方法				
	個人番号	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1			2	6月分から10月分まで	11月分から5月分まで	平成 30・10・31	1. 特別徴収継続 (転勤または転職) 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)
	1月1日現在の住所	飛驒市古川町本町2番22号						56,500	20,800	35,700									
	異動後の住所																		
新しい勤務先の名称及び所在地	所在地	〒 -						特別徴収義務者指定番号		係			本年1月1日から退職時までの給与支払額						
	名称							電話番号		氏名			1,874,562 円						
上記の転勤先へは 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。													控除社会保険料額	194,504 円					

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
 ◎退職が翌年の1月1日から5月31日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
 ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方については一括徴収してください。

一括徴収の申出	給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 月分(月 日納期限)で納入します。	
平成 年 月 日		支払予定日ごとの徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額	※	
異動者印	Ⓜ	円	円	備考	

(注)この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までは提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(市提出用)

採用により特別徴収(給与天引き)に切替える場合

※世帯番号

飛騨市長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 (住所) 〒 509 - 4292 飛騨市古川町本町2番22号		担当 係 総務課経理係		指定番号			
平成30年11月25日提出		名称 株式会社 HIDASHIYAKUSYO		法人番号又は個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6		氏名 飛騨 太郎		5432198			
						電話 0577-73-2111		整理番号			
給与所得者	フリガナ 氏名	ヒダハナコ 飛騨 花子		新姓		(ア)特別徴収税額	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	⑳新規(転勤) (11月から徴収可能) 21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	異動後の徴収方法 1. 特別徴収継続 (転勤または転職) 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)
	個人番号	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2							平成 30・12・01		
	住 1月1日現在	飛騨市古川町本町2番22号									
	異動後の住所										
新しい勤務先の名称及び所在地	所在地	〒 -		特別徴収義務者 指定番号		係		本年1月1日から退職時までの給与支払額			
	名称			電話番号		氏名		円			
上記の転勤先へは 月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。											
控除社会保険料額 円											

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
 ◎退職が翌年の1月1日から5月31日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
 ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方については一括徴収してください。

一括徴収の申出	給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 月分(月 日納期限)で納入します。	
平成 年 月 日		支払予定日ごとの徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額	※	
異動者印	ⓐ	円	円	備考	普通徴収(本人納付)第3期分まで納付済

(注)この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。

平成 30 年度

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(市提出用)

転職により特別徴収をする会社を変更する場合

※世帯番号

飛驒市長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 (住所) 〒 509 - 4292 飛驒市古川町本町2番22号		担当 係 総務課経理係		指定番号	
平成30年 9月25日提出		名称 株式会社 HIDASHIYAKUSYO		氏名 飛驒 太郎		電話 0577-73-2111		5432198	
法人番号又は個人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6		整理番号		1			
氏名 飛驒 花子		新姓		(ア)特別徴収税額		(イ)徴収済税額		(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	
個人番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2		40,600 円		6 月分から 9 月分まで		10 月分から 5 月分まで		異動年月日 平成 30・09・30	
1月1日現在 飛驒市古川町本町2番22号		異動後の住所		11,800 円		28,800 円		異動の事由	
新しい勤務先の名称及び所在地		所在地 〒 509 - 4292 飛驒市古川町本町2番22号		特別徴収義務者指定番号 5555555		係 経理係		20 新規(転勤) (月)から徴収可能	
名称 有限会社 HIDASHI		電話番号 0577-73-2111		氏名 飛驒 次郎		本年1月1日から退職時までの給与支払額		21.退職 22.休職 23.長欠 24.死亡 30.その他	
上記の転勤先へは 月割額 3,600 円を		10 月分		から徴収するよう連絡済みです。		控除社会保険料額		1. 特別徴収継続 (転勤または転職) 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)	

← 「異動の事由」及び「異動後の徴収方法」欄には、選択する番号に○を記入してください。

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
 ◎退職が翌年の1月1日から5月31日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
 ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方については一括徴収してください。

一括徴収の申出		給与または退職手当等の支払予定月日		一括徴収予定額		一括徴収した税額は 月分(月 日納期限)で納入します。	
平成 年 月 日		.		円		※	
異動者印		Ⓜ		円		備考	

(注)この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。